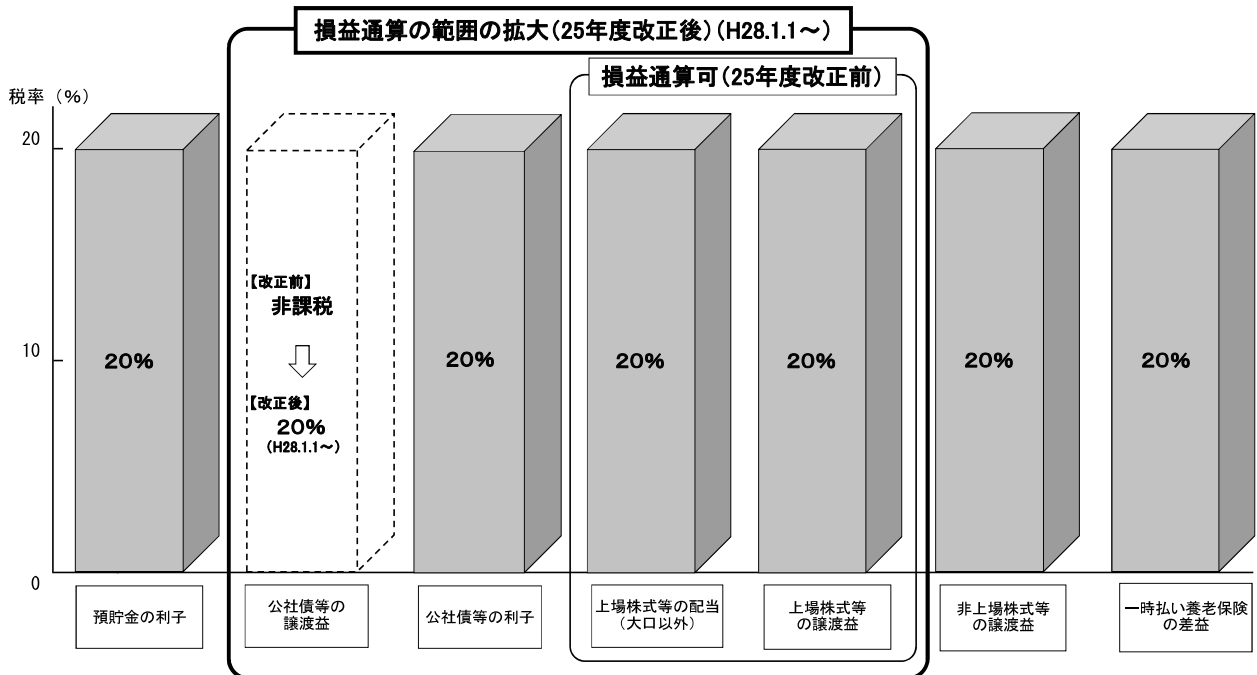


## 金融所得課税の一体化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注1) 上記のほか、「定期積金の給付補填金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。  
 (注2) 税率20%の内訳は所得税15%、住民税5%である。

## 税制抜本改革法(抜粋)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

(平成24年8月22日法律第68号)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四百条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格( (2)において「地域社会の会費的性格」という。)を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

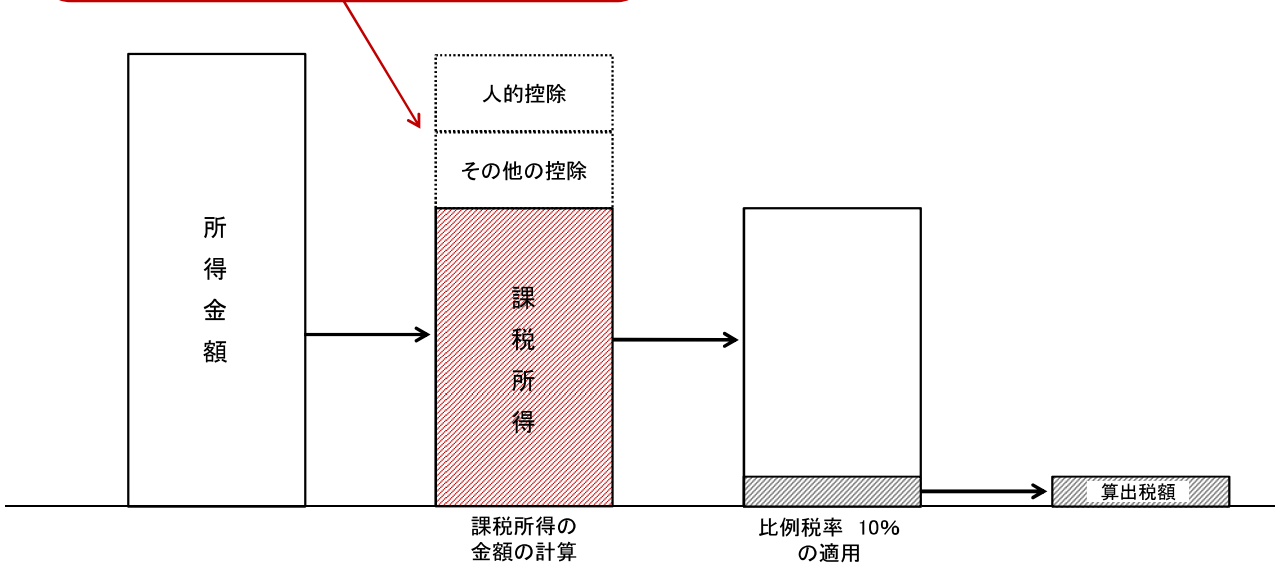
- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率(一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。)とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

## 個人住民税における税負担の調整

◎個人住民税の税負担の調整は、主に「控除のあり方」によって実現。

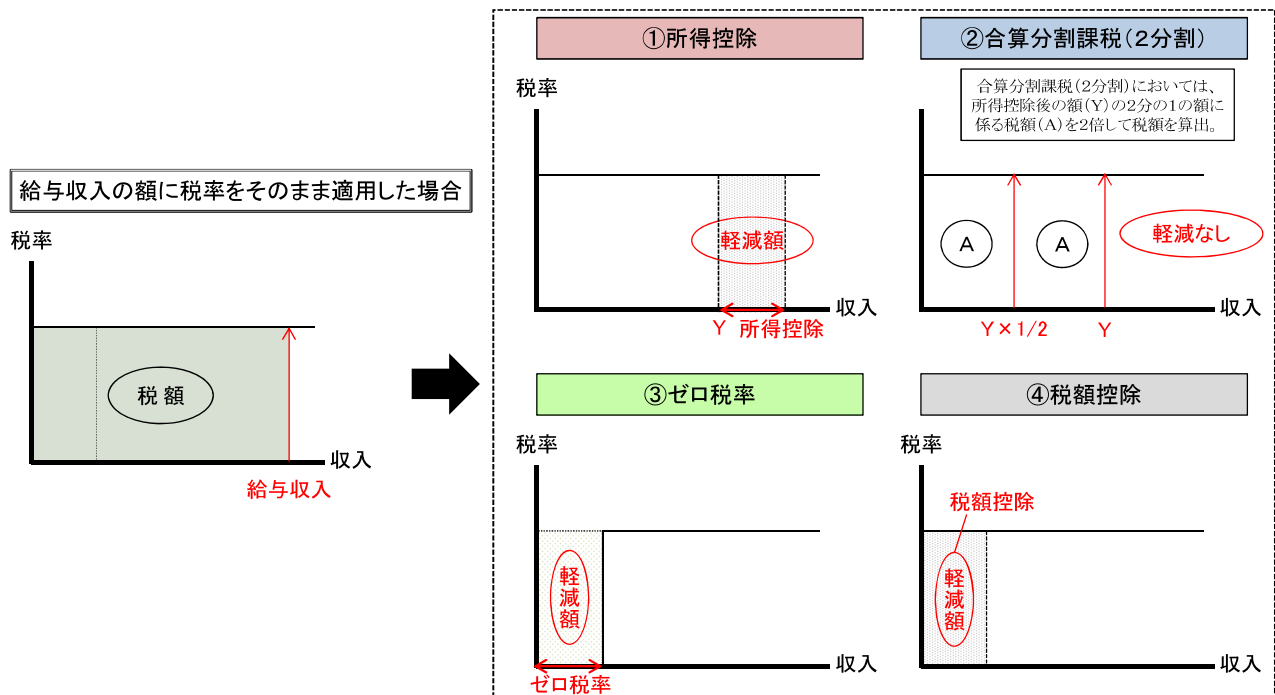
◎「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。

◎所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

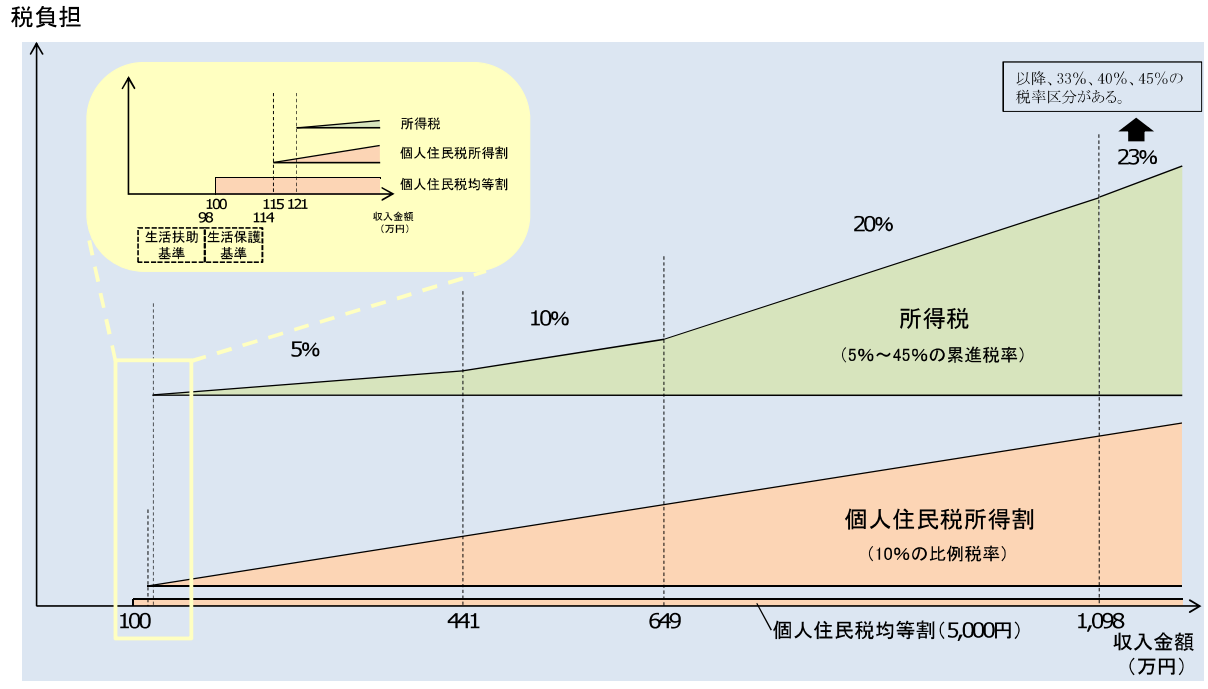


## 所得課税(比例税率)における負担調整制度の効果(イメージ)

○我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、③ゼロ税率、④税額控除については、いずれも同じ効果となる。また、②合算分割課税(2分割)については、そのこと自体による負担調整効果は生じない。



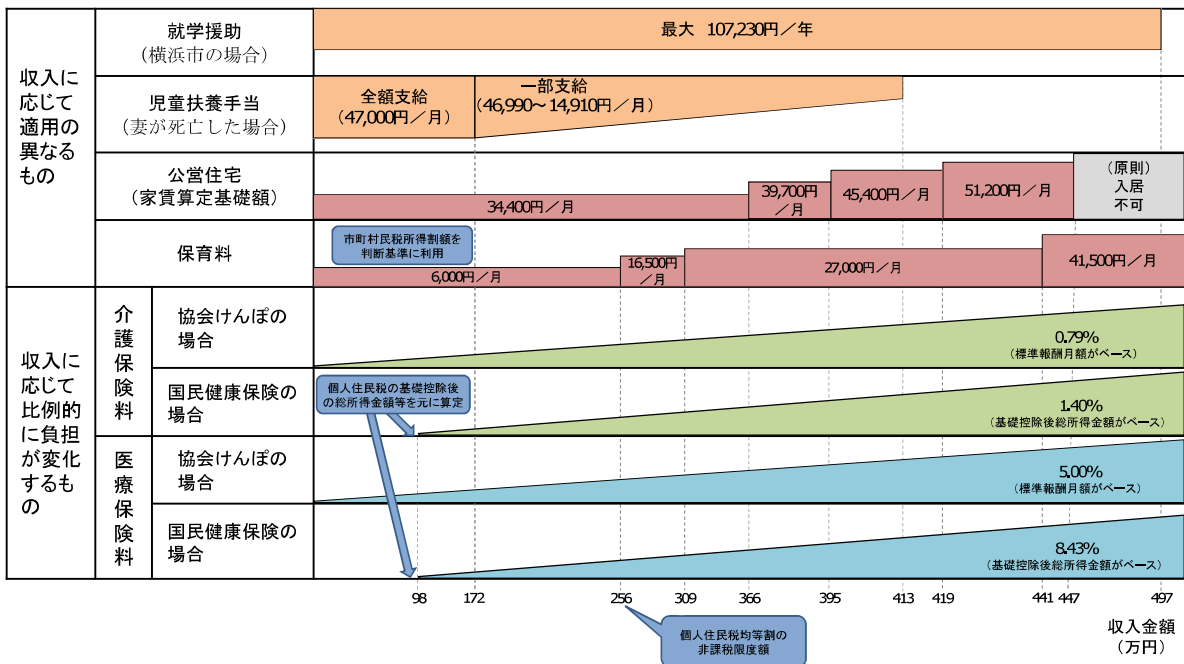
収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方(給与所得者の場合のイメージ)



- (注1) 単身(給与所得者25歳)のケース。
- (注2) 生活扶助(保護)基準は、1級地-1、VI区の場合。
- (注3) 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。
- (注4) その他、復興特別所得税がある。

所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(1/2)

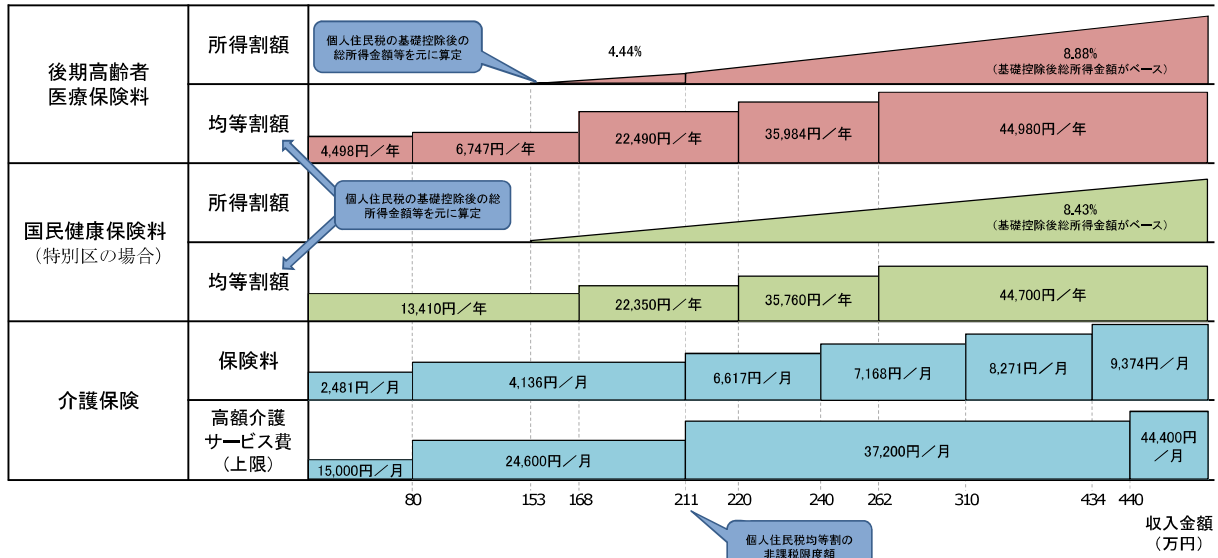
給与所得者のケースのイメージ



- (注1) 給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。
- (注2) 平成27年4月時点ベースで作成。
- (注3) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合、また、生活保護世帯の場合は0円となる。
- (注4) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。このほか保険料(均等割)(介護分:14,700円/年、医療分:44,700円/年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

## 所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(2/2)

### 公的年金等受給者のケースのイメージ



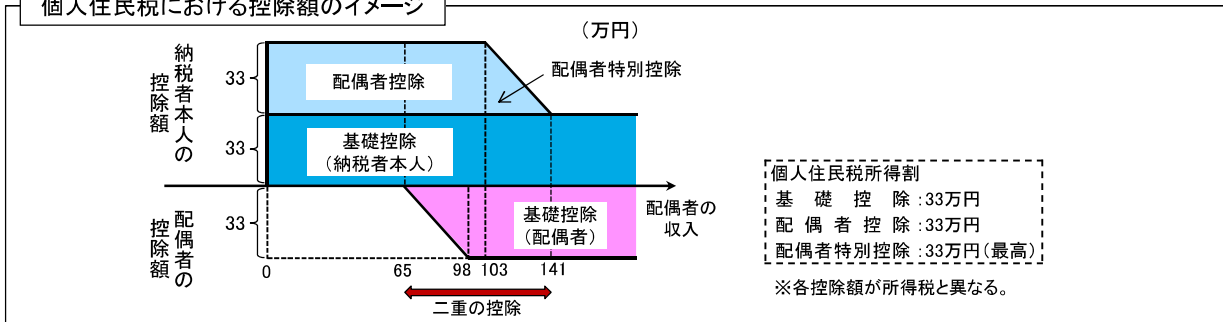
(注1) 夫70歳以上(年金収入のみ)、妻70歳以上(年金収入80万円)、子なしのケース、図表の収入金額は夫の年金収入を示す。  
 (注2) 後期高齢者医療保険料は、夫婦ともに75歳以上の場合。  
 (注3) 平成27年4月時点ベースで作成(高額介護サービス費については、平成27年8月時点ベース)。

- 社会保障制度等には収入等に応じて負担が変化するものがあり、これらの制度を運用する地方団体等は個人住民税のかからない者であっても収入等を把握する必要。
- 負担額の判断基準として市町村民税所得割額を用いているもの(保育料)や、個人住民税の基礎控除後の総所得金額等を用いているもの(国保料・後期高齢者医療保険料)等がある。

資料21

## 働き方の選択に対して中立的な税制(個人住民税)

### 個人住民税における控除額のイメージ



### 非課税限度額制度

⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない独自の制度

$$\text{所得金額} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{加算額}}$$

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額  
 (注2) 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数  
 (注3) 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算  
 (注4) 均等割の非課税限度額もあり、基本額35万円及び加算額21万円に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」(抄)

(平成26年11月 政府税制調査会)

4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

- (3) 諸控除のあり方の検討にあたっては、個人住民税において独自に設けられている非課税限度額制度との関係についても検討が必要となる。また、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、所得税や個人住民税が非課税であることやその課税所得金額が用いられていることにも留意が必要である。